



鳥取県公報

平成 19 年 3 月 16 日 (金)
号外第 22 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|-------|--|
| ◇ 条 例 | 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例 (19) (行政経営推進課) 7 |
| | 鳥取県部等設置条例等の一部を改正する条例 (20) (〃) 9 |
| | 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正 する条例 (21) (税務課) 15 |
| | 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (22) (指導管理室) 18 |
| | 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (23) (地域自立戦略課) 21 |
| | 鳥取県非営利公益活動促進条例の一部を改正する条例 (24) (協働推進課) 22 |
| | 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (25) (福祉保健課) 25 |
| | 鳥取県感染症診査協議会条例の一部を改正する等の条例 (26) (健康対策課) 28 |

====公布された条例のあらまし====

鳥取県職員定数条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 職員の定数管理を適切に行うため、知事の事務部局の職員、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員等の定数を改める。
- (2) 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの設立に伴い、及び医師の確保を図るため、職員定数の外に置くことができる職員の範囲を見直す。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり職員の定数を改める。

| 区 分 | 定 数 | |
|--------------------------|--------|--------|
| | 改正後 | 現 行 |
| 知事の事務部局の職員 | 3,127人 | 3,226人 |
| 一般会計支弁に係る職員 | 3,114人 | 3,212人 |
| 特別会計支弁に係る職員 | 13人 | 14人 |
| 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 | 2,419人 | 2,461人 |
| 県立学校の職員 | 2,148人 | 2,179人 |
| 県立学校の職員以外の職員 | 271人 | 282人 |
| 監査委員の事務局の職員 | 17人 | 14人 |
| 企業局の職員 | 71人 | 80人 |
| 県費負担教職員 | 4,197人 | 4,261人 |

- (2) 職員定数の外に置くことができる職員に、次に掲げる職員を加える。

- ア 特定地方独立行政法人に派遣している職員
- イ 知事の事務部局の職員で、臨床研修を受けている医師であるもの
- ウ 市町村が設置する病院等における医師を確保するため、長期にわたる研修に派遣することとなる医師である職員

- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

鳥取県部等設置条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 鳥取県部等設置条例の一部改正

- ア 知事の直近下位の内部組織である部局等の分掌する事務に係る権限及び責任を明確にするため、部局長等の設置及びその担任する事務を規定するとともに、題名を改める。
- イ 子どもに関する施策の一元化等を図るため、総務部、企画部、福祉保健部、生活環境部及び商工労働部について、所掌事務を見直す。

- (2) 鳥取県総合事務所設置条例の一部改正

- 総合事務所の所掌する事務に係る権限及び責任を明確にするため総合事務所長の設置及びその担任する事務を規定するとともに、総合事務所の組織及び権限を簡素化するため所掌事務を見直す。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県部等設置条例の一部改正

- ア 題名を鳥取県行政組織条例に改める。
- イ 部局長等の設置及びその担任する事務について規定する。
- ウ 企画部の所掌事務に私立学校、学術及び科学技術に関する事項（幼稚園に関する事項を除く。）（現行

総務部の所掌事務)を加える。

エ 福祉保健部の所掌事務に幼稚園(教育委員会の所管に係るものを除く。)に関する事項(現行 総務部の所掌事務)を加える。

オ 生活環境部の所掌事務からレクリエーションその他の余暇を活用して行う活動に関する事項を削る。

カ 商工労働部の所掌事務から産業技術に関する事項を削る。

キ ウからオまでに伴い、総務部の所掌事務について、所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県総合事務所設置条例の一部改正

ア 総合事務所長の設置及びその担任する事務について規定する。

イ 総合事務所の所掌事務に、県税の賦課及び徴収に関する事務(現行 県税事務所の所掌事務)を加える。

(3) 次の条例について、(1)及び(2)に伴う所要の規定の整備を行う。

ア 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例

イ 鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例

ウ 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例

エ 鳥取県採石条例

(4) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税の対象事業及び適用要件を見直し、県内における企業立地の促進及び雇用機会の拡大に資する制度とする。

2 条例の概要

(1) 鳥取県企業立地等事業助成条例に規定する企業立地事業を行う者に対しては、当該事業の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税の税率は、100分の0.4(通常税率100分の4)とする。

【不均一課税の適用要件】

| 業 種 | 投資額 | 増加する労働者の数 |
|---|----------|---|
| ・製造業 ・その他地域経済の活性化に寄与する業種 | 1億円超 | 常時雇用労働者10人以上 |
| ・情報処理・提供サービス業 | 3,000万円超 | 常時雇用労働者及び短時間労働者20人以上 |
| ・ソフトウェア業 ・職員教育施設・支援業 ・デザイン・機械設計業 ・自然科学研究所 ・その他産業の高度化に寄与する業種 | 3,000万円超 | 常時雇用労働者(技術者、デザイナー及び科学技術に関する研究者に限る。)5人以上 |

(2) 県税事務所を廃止することに伴う所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成19年4月1日とする(2)を除き、平成20年4月1日とする。

(4) 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 介護支援専門員に対する再研修の実施等に関する事務について、新たに手数料を徴収することとし、そ

の額を定めるとともに、介護支援専門員実務研修受講試験の実施等に関する事務を知事の指定する者に行わせることに伴い、当該事務に係る手数料の収納について規定する。

- (2) 所有者から求められた犬又はねこの引取りについて、飼い主の責任の明確化及び安易な引取りの防止を図るとともに、処分経費を原因者負担とするため、新たに当該事務に係る手数料を徴収する。
- (3) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が改正され、狩猟免許の区分のうち網・わな猟免許が網猟免許及びわな猟免許に改められたことに伴い、当該免許の交付の事務に係る手数料の額を定める。
- (4) 教育職員免許法の一部が改正され、現行の盲学校、聾学校及び養護学校ごとの教員の免許状が特別支援学校の教員の免許状に改められ、当該免許状の授与に当たり特別支援教育領域を定めることとされたことに伴い、当該免許状に新教育領域を追加して定める事務について、新たに手数料を徴収する。
- (5) 漁船及び登録票の検認に関する事務を知事の指定する者に行わせることに伴い、当該事務に係る手数料の収納について規定する。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。

| 事務の区分 | | 単位 | 手数料の額 |
|---------------------------|---------------------|-----------|---------|
| ア 介護支援専門員に対する再研修の実施 | | 1件につき | 12,800円 |
| イ 介護支援専門員更新研修の実施 | (ア) 実務未経験者に対するもの | 1件につき | 12,800円 |
| | (イ) 実務経験者に対するもの | | 21,000円 |
| ウ 所有者から求められた犬又はねこの引取り | (ア) 生後91日以上の子犬又はねこ | 1頭又は1匹につき | 2,000円 |
| | (イ) 生後90日以下の子犬又はねこ | | 400円 |
| エ 網猟免許又はわな猟免許の交付 | (ア) 既に銃猟の免許を有している者等 | 1件につき | 2,800円 |
| | (イ) (ア)以外の者 | | 4,300円 |
| オ 特別支援学校の教員の免許状への新教育領域の追加 | (ア) 普通免許状に係るもの | 1件につき | 3,300円 |
| | (イ) 臨時免許状に係るもの | | 1,700円 |

- (2) 次のとおり手数料の額を引き上げる。

| 事務の区分 | 手数料の額 | |
|----------------|---------|---------|
| | 現行 | 改正後 |
| 介護支援専門員実務研修の実施 | 12,000円 | 12,800円 |

- (3) 次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ同表の右欄に定める者に行わせる場合における当該事務に係る手数料は、それぞれその者に納めるものとし、当該手数料は、その者の収入とする。

| | |
|----------------------|---------------|
| ア 介護支援専門員実務研修受講試験の実施 | 知事が指定する試験実施機関 |
| イ 介護支援専門員実務研修の実施 | 知事が指定する研修実施機関 |
| ウ 介護支援専門員更新研修の実施 | |
| エ 漁船及び登録票の検認に関する事務 | 知事の指定する者 |

- (4) 施行期日は、平成19年4月1日とする。ただし、(1)エは同月16日、ウは同年10月1日とする。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

住民に身近な行政は身近な地方公共団体で行うという地方分権の基本理念に立ち、市町村が地域の実情に応じた行政を積極的に展開し、もって住民サービスの向上を図ることができるようにするため、知事の権限に属する事務のうち、市町村が処理する事務の範囲を拡大する。

2 条例の概要

- (1) 次の表の左欄に掲げる事務のうち同表の右欄に掲げる町の区域のみに係るものについては、当該町が新たに処理することとする。

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

| 事 務 | 市町村 |
|--|---|
| 農地法に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア 農地若しくは採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可（第3条第1項） イ アに係る立入調査等 ウ アに係る報告の徴収 | 北栄町 鳥取市、倉吉市、岩美町、八頭郡の町、三朝町及び湯梨浜町へは移譲済み。 |

(2) 施行期日等

ア 施行期日

施行期日は、平成19年4月1日とする。

イ 経過措置

所要の経過措置を講ずる。

鳥取県非営利公益活動促進条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県非営利公益活動促進条例（以下「条例」という。）の附則の規定に基づき、条例の規定及びその実施状況に検討を加えた結果を踏まえ、協働の対象を非営利公益活動団体に拡大する等の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 非営利公益活動団体の活動の現状にかんがみ、協働の対象を非営利公益活動団体（現行 特定非営利活動法人）に拡大する。

(2) 条例中「共同」を「協働」に改める。

共同・・・単に2者以上の者が力を合わせること。

協働・・・異なるセクターに属する団体が、共通の目的のために互いの長所を活かして協力し合い、単独で実施するよりも高い事業効果をあげる事業形態

(3) 県は、非営利公益活動団体との協働に対する職員の意識啓発を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(4) 市町村の自主性を尊重しつつ、その取組みを活性化させるため、市町村の責務を規定した条項を削除する等所要の改正を行う。

(5) 最近の社会情勢、県内情勢等にかんがみ、前文を修正する。

(6) 条例の失効日を平成24年3月31日とする。

(7) その他所要の規定の整備を行う。

(8) 施行期日は、公布の日とする。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

次の施設の利用等について、使用料を徴収することとし、その額を定める。

(1) 皆成学園、鳥取療育園及び中部療育園における障害者自立支援法の規定に基づく児童デイサービスの提供

(2) 鳥取療育園における健康保険法に規定する療養の給付の対象とならない予防接種の利用

2 条例の概要

(1) 皆成学園、鳥取療育園及び中部療育園において、次のとおり使用料を徴収することとし、その額を定める。

| 名称 | 区分 | 金額 |
|------|------------------|----------------------|
| 皆成学園 | 障害者自立支援法の規定による児童 | 障害者自立支援法の規定による厚生労働大臣 |

| | デイサービスの利用 | が定める基準により算定した費用の額 |
|-------|---------------------------------|---|
| 鳥取療育園 | 健康保険法の規定による療養の給付の対象とならない予防接種の利用 | 健康保険法の規定による療養に要する費用の算定方法に準じて算定した規則で定める額 |
| | 障害者自立支援法の規定による児童 | 障害者自立支援法の規定による厚生労働大臣 |
| 中部療育園 | デイサービスの利用 | が定める基準により算定した費用の額 |

- (2) その他所要の規定の整備を行う。
(3) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

鳥取県感染症診査協議会条例の一部改正等について

1 条例の改正・廃止理由

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正及び結核予防法の廃止に伴い、鳥取県結核診査協議会を廃止し、鳥取県感染症診査協議会に結核部会を設ける等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県感染症診査協議会条例の一部改正

- ア 協議会は、委員3人以上8人以内（現行 3人以上5人以内）で組織する。
イ 協議会に、結核部会（以下「部会」という。）を置く。
ウ 部会は、委員3人以上5人以内で組織する。
エ 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
オ 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
カ 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。
キ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県結核診査協議会条例の廃止

鳥取県結核診査協議会条例は、平成19年3月31日限り廃止する。

- (3) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

条 例

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第19号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>（定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>（1）知事の事務部局の職員 <u>3,127人</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア 一般会計支弁に係る職員 <u>3,114人</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ 特別会計支弁に係る職員 <u>13人</u></p> <p>（2）教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,419人</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア 県立学校の職員 <u>2,148人</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ アに掲げる職員以外の職員 <u>271人</u></p> <p>（3）略</p> <p>（4）監査委員の事務局の職員 <u>17人</u></p> <p>（5）～（7）略</p> <p>（8）企業局の職員 <u>71人</u></p> <p>（9）略</p> <p>（10）県費負担教職員 <u>4,197人</u></p> <p>2 次の職員については、知事の承認を得て、前項各号に定める定数の外に置くことができる。</p> <p>（1）他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）に派遣している職員</p> <p>（2）～（7）略</p> <p>（8）知事の事務部局の職員で、臨床研修を受けて</p> | <p>（定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>（1）知事の事務部局の職員 <u>3,226人</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア 一般会計支弁に係る職員 <u>3,212人</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ 特別会計支弁に係る職員 <u>14人</u></p> <p>（2）教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,461人</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア 県立学校の職員 <u>2,179人</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ アに掲げる職員以外の職員 <u>282人</u></p> <p>（3）略</p> <p>（4）監査委員の事務局の職員 <u>14人</u></p> <p>（5）～（7）略</p> <p>（8）企業局の職員 <u>80人</u></p> <p>（9）略</p> <p>（10）県費負担教職員 <u>4,261人</u></p> <p>2 次の職員については、知事の承認を得て、前項各号に定める定数の外に置くことができる。</p> <p>（1）他の地方公共団体に派遣している職員</p> <p>（2）～（7）略</p> |

いる医師であるもの

(9) 市町村が設置する病院等における医師の確保を図るため、第1号から第3号までの職員として派遣することとなる職員（医師である者に限る。）

(8) 市町村が設置する病院等における医師の確保を図るため、第1号又は第3号の職員として派遣することとなる職員（医師である者に限る。）

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

鳥取県部等設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第20号

鳥取県部等設置条例等の一部を改正する条例

(鳥取県部等設置条例の一部改正)

第1条 鳥取県部等設置条例(平成6年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動後条等」という。)が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等(以下この条において「削除条等」という。)を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等(以下この条において「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p><u>鳥取県行政組織条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><u>第1条 この条例は、他の条例に定めるもののほか、知事の権限に属する事務を分掌させるために設ける内部組織について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(設置)</p> <p><u>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局等を置く。</u></p> <p>防災局 総務部 企画部 文化観光局 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部</p> | <p><u>鳥取県部等設置条例</u></p> <p>(設置)</p> <p><u>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部局等を置く。</u></p> <p>防災局 総務部 企画部 文化観光局 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部</p> |

| | |
|--|---|
| <p>行政監察監</p> <p>(防災局の所掌事務)</p> <p><u>第3条</u> 略</p> <p>(総務部の所掌事務)</p> <p><u>第4条</u> 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p><u>(12)</u> 略</p> <p><u>(13)</u> 略</p> <p><u>(14)</u> 略</p> <p>(企画部の所掌事務)</p> <p><u>第5条</u> 企画部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 県民の社会活動の推進に関する事項</p> <p><u>(5) 私立学校、学術及び科学技術に関する事項</u> (幼稚園に関する事項を除く。)</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p><u>(9)</u> 略</p> <p><u>(10)</u> 略</p> <p>(文化観光局の所掌事務)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(福祉保健部の所掌事務)</p> <p><u>第7条</u> 福祉保健部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 幼稚園に関する事項(教育委員会の所管に係るものを除く。)</u></p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p><u>(9)</u> 略</p> <p>(生活環境部の所掌事務)</p> <p><u>第8条</u> 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> | <p>行政監察監</p> <p>(防災局の所掌事務)</p> <p><u>第2条</u> 略</p> <p>(総務部の所掌事務)</p> <p><u>第3条</u> 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p><u>(12) 私立学校、学術及び科学技術に関する事項</u></p> <p><u>(13)</u> 略</p> <p><u>(14)</u> 略</p> <p><u>(15)</u> 略</p> <p>(企画部の所掌事務)</p> <p><u>第4条</u> 企画部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 県民の社会活動の推進に関する事項(レクリエーションその他の余暇を活用して行う活動に関する事項を除く。)</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p><u>(9)</u> 略</p> <p>(文化観光局の所掌事務)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>(福祉保健部の所掌事務)</p> <p><u>第6条</u> 福祉保健部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p>(生活環境部の所掌事務)</p> <p><u>第7条</u> 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) レクリエーションその他の余暇を活用して行う活動に関する事項</u></p> |
|--|---|

| | |
|---|--|
| <p>(10) 略 (11) 略 (12) 略</p> <p>(商工労働部の所掌事務) 第9条 商工労働部の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略</p> <p>(農林水産部の所掌事務) 第10条 略</p> <p>(県土整備部の所掌事務) 第11条 略</p> <p>(行政監察監の所掌事務) 第12条 略</p> <p>(部局等の長) 第13条 部局等にそれぞれその長(以下「部局長等」という。)を置く。 2 部局長等は、部にあつては部長、局にあつては局長、行政監察監にあつては行政監察監とする。ただし、防災局にあつては、防災監とする。 3 部局長等は、部局等の所掌事務をつかさどるとともに、知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行う。 4 部局長等は、前項の事務を遂行するため、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、相互に協力してその任に当たるものとする。</p> <p>(雑則) 第14条 略</p> | <p>(11) 略 (12) 略 (13) 略</p> <p>(商工労働部の所掌事務) 第8条 商工労働部の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)及び(2) 略 (3) 産業技術に関する事項 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略</p> <p>(農林水産部の所掌事務) 第9条 略</p> <p>(県土整備部の所掌事務) 第10条 略</p> <p>(行政監察監の所掌事務) 第11条 略</p> <p>(雑則) 第12条 略</p> |
|---|--|

(鳥取県総合事務所設置条例の一部改正)

第2条 鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。)に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を所掌させるため、総合事務所を設置する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>県税の賦課及び徴収に関する事務</u></p> <p>(3)～(11) 略</p> <p><u>(総合事務所の長)</u></p> <p>第3条 <u>各総合事務所にそれぞれその長(以下「総合事務所長」という。)を置く。</u></p> <p><u>2 総合事務所長は、総合事務所の所掌事務をつかさどる。</u></p> <p><u>3 総合事務所長は、前項の事務を遂行するため、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、その任に当たるものとする。</u></p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を所掌させるため、総合事務所を設置する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>県税事務所の庶務に関する事務</u></p> <p>(3)～(11) 略</p> |

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正)

第3条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例(平成18年鳥取県条例第62号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(報告)</p> <p>第2条 法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者は、同項に規定する当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項について、当該精神科病院の所在地を所管する保健所長を経由して知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合)においては、当該委任を受けた<u>鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する福祉保健部長</u>。以下同じ。)に報告しなければならない。</p> | <p>(報告)</p> <p>第2条 法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者は、同項に規定する当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項について、当該精神科病院の所在地を所管する保健所長を経由して知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合)においては、当該委任を受けた<u>鳥取県部等設置条例(平成6年鳥取県条例第5号)第1条の規定により設置される福祉保健部の長</u>。以下同じ。)に報告しなければならない。</p> |

(鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の一部改正)

第4条 鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例（平成17年鳥取県条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>（調整交付金の種類）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 普通調整交付金は、次に掲げるものの市町村間における格差を勘案して、各市町村に対し、知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する福祉保健部長。以下同じ。）が調整交付金交付要綱で別に定めるところにより交付する。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>3～6 略</p> | <p>（調整交付金の種類）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 普通調整交付金は、次に掲げるものの市町村間における格差を勘案して、各市町村に対し、知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県部等設置条例（平成6年鳥取県条例第5号）第1条の規定により設置される福祉保健部の長。以下同じ。）が調整交付金交付要綱で別に定めるところにより交付する。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>3～6 略</p> |

（鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第5条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>（入居者の公募）</p> <p>第3条 知事（地方自治法第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する生活環境部長若しくは同条例第2条の規定により設置される生活環境部を構成する内部組織の長又は鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長。以下同じ。）は、県営住宅の入居者を公募しようとするときは、供給場所、戸数、規格、家賃その他入居に必要な事項を新聞、掲示等住民が周知できるような方法で公表するものとする。</p> | <p>（入居者の公募）</p> <p>第3条 知事（地方自治法第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県部等設置条例（平成6年鳥取県条例第5号）第1条の規定により設置された生活環境部の長、鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第1条の規定により設置された総合事務所の長又は同部を構成する内部組織の長。以下同じ。）は、県営住宅の入居者を公募しようとするときは、供給場所、戸数、規格、家賃その他入居に必要な事項を新聞、掲示等住民が周知できるような方法で公表するものとする。</p> |

（鳥取県採石条例の一部改正）

第6条 鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>（採石業者の義務）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 採石業者は、採石場において災害が発生したときは、直ちに、その災害の状況を知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第13条第2項に規定する県土整備部長若しくは同条例第2条の規定により設置される県土整備部を構成する内部組織の長又は鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長。</u>以下同じ。）に報告しなければならない。</p> | <p>（採石業者の義務）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 採石業者は、採石場において災害が発生したときは、直ちに、その災害の状況を知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県部等設置条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第1条の規定により設置される県土整備部の長、鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第1条の規定により設置される総合事務所の長又は同部を構成する内部組織の長。</u>以下同じ。）に報告しなければならない。</p> |

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第21号

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>（企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税）</p> <p>第5条 <u>鳥取県企業立地等事業助成条例（平成15年鳥取県条例第4号）第2条第1項第2号に規定する企業立地事業を行う者（平成25年3月31日までに当該企業立地事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得し、同条例第3条第1項の表の1の項に掲げる企業立地事業補助金（以下「企業立地事業補助金」という。）の交付の決定を受けた者に限る。）</u>に対しては、当該家屋又はその敷地である土地の取得（前3条の規定の適用を受ける取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。</p> | <p>（企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税）</p> <p>第5条 <u>対象事業の用に供する一の設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）で、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの（以下この条において「対象設備」という。）を新設し、又は増設した者に対しては、対象設備に係る対象事業の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得（前3条の規定の適用を受ける取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。</u></p> <p><u>2 前項の対象事業とは、次に掲げる業種に属する事業及び鳥取県企業立地等事業助成条例（平成15年鳥取県条例第4号）第2条第1項第2号アに定める業種をいう。</u></p> <p><u>(1) 製造業</u></p> <p><u>(2) ソフトウェア業</u></p> <p><u>(3) デザイン業</u></p> |

(課税免除の届出等)

第6条 第2条又は第3条第1項の規定により県税の課税を受けないこととなる者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、個人にあっては第2条に規定する設備若しくは特別償却設備(以下この条において「対象設備」という。)又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は県税条例第7条第1項若しくは第2項の規定により延長された事業税の申告期限(以下「延長申告期限」という。)までに、法人にあっては対象設備又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る県税条例第60条の表第1号から第4号までに規定する期間(以下「法人事業税申告納付期間」という。)の末日又は延長申告期限までに、知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長。以下同じ。)に提出しなければならない。

(1)~(5) 略

2及び3 略

(不均一課税の適用の申請)

第7条 第4条及び第5条の規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる不均一課税の区分に応じ、当該各号に定める日までに、不均一課税適用申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 第5条の規定による不均一課税 個人にあつては家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日、延長申告期限又は企業立地事業補助金の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日のいずれか遅い日、法人にあっては家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日、延長申告期限又は企業立地事業補助金の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日のいずれか遅い日

2 前項の不均一課税適用申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(4) 機械設計業

(5) 自然科学研究所

(課税免除の届出等)

第6条 第2条又は第3条第1項の規定により県税の課税を受けないこととなる者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、個人にあっては第2条に規定する設備若しくは特別償却設備(以下この条において「対象設備」という。)又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は県税条例第7条第1項若しくは第2項の規定により延長された事業税の申告期限(以下「延長申告期限」という。)までに、法人にあっては対象設備又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る県税条例第60条の表第1号から第4号までに規定する期間(以下「法人事業税申告納付期間」という。)の末日又は延長申告期限までに、知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた県税事務所設置条例(昭和25年鳥取県条例第26号)第2条の規定により設置される県税事務所の長。以下同じ。)に提出しなければならない。

(1)~(5) 略

2及び3 略

(不均一課税の適用の申請)

第7条 第4条及び第5条の規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる不均一課税の区分に応じ、当該各号に定める日までに、不均一課税適用申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 第5条の規定による不均一課税 個人にあつては家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限、法人にあっては家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限

2 前項の不均一課税適用申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

| | |
|--|---|
| <p>(1) 略</p> <p>(2) 第4条及び第5条に規定する家屋又はその敷地である土地の所在地及び取得年月日</p> <p>(3) 第4条の規定による不均一課税の場合にあつては、同条に規定する家屋の取得価額</p> <p>(4) 略</p> <p>3 略</p> | <p>(1) 略</p> <p>(2) 第4条及び第5条に規定する家屋（以下この項において「対象家屋」という。）又はその敷地である土地（以下この項において「対象土地」という。）の所在地</p> <p>(3) 対象家屋の取得価額</p> <p>(4) 対象家屋又は対象土地の取得年月日</p> <p>(5) 略</p> <p>3 略</p> |
|--|---|

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる同条に規定する企業立地事業の用に供する家屋又はその敷地である土地（以下「家屋又は土地」という。）の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前に行われた家屋又は土地の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第22号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験又は介護支援専門員実務研修の実施次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 介護支援専門員実務研修 1件につき12,800円</p> <p>ロ</p> <p><u>(11の2) 介護保険法第69条の7第2項の規定に基づく介護支援専門員に対する再研修の実施 1件につき12,800円</u></p> <p><u>(11の3) 介護保険法第69条の8第2項本文の規定に基づく介護支援専門員に対する更新研修の実施次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>ア 実務未経験者に対する更新研修 1件につき12,800円</p> <p>イ 実務経験者に対する更新研修 1件につき21,000円</p> <p>(12)～(111の6) 略</p> <p><u>(111の7) 動物愛護法第35条第1項前段の規定に基づく所有者から求められた犬又はねこの引取り次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>ア <u>生後91日以上の犬又はねこ 1頭又は1匹に</u></p> | <p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験又は介護支援専門員実務研修の実施次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 介護支援専門員実務研修 1件につき12,000円</p> <p>ロ</p> <p>(12)～(111の6) 略</p> |

つき2,000円

イ 生後90日以下の犬又はねこ 1頭又は1匹に

つき400円

(111の8) 略

(111の9) 略

(112)～(233の3) 略

(234) 鳥獣保護法第39条第1項の規定に基づく狩猟免許の交付 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

| 区分 | 金額 |
|----------------------|-----------------|
| 1 網猟免許又はわな猟免許 | |
| (1) 鳥獣保護法第49条各号に掲げる者 | 1件につき 2,800円 |
| (2) その他の者 | 1件につき 4,300円 |
| 2 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許 | |
| (1) 鳥獣保護法第49条各号に掲げる者 | 1件につき 4,000円 |
| (2) その他の者 | 1件につき 5,300円 |

(234の2)～(318) 略

(318の2) 教育職員免許法第5条の2第3項の規定に基づく特別支援学校の教員の免許状への新教育領域の追加 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 普通免許状に係るもの 1件につき3,300円

イ 臨時免許状に係るもの 1件につき1,700円

(319)～(326) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1) 略

(2) 介護保険法第69条の27第1項の規定により知事の指定する者に介護支援専門員実務研修受講試

(111の7) 略

(111の8) 略

(112)～(233の3) 略

(234) 鳥獣保護法第39条第1項の規定に基づく狩猟免許 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

| 区分 | 金額 |
|---|-----------------|
| 1 網・わな猟免許のうち、環境省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年環境省令第13号)第2条の規定に基づき、網又はわなのいずれかを選択して狩猟免許を取得するもの | |
| (1) 鳥獣保護法第49条各号に掲げる者 | 1件につき 2,800円 |
| (2) その他の者 | 1件につき 4,300円 |
| 2 網・わな猟免許(1に掲げるものを除く。)、第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許を取得するもの | |
| (1) 鳥獣保護法第49条各号に掲げる者 | 1件につき 4,000円 |
| (2) その他の者 | 1件につき 5,300円 |

(234の2)～(318) 略

(319)～(326) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1) 略

| | |
|--|---|
| <p><u>験の実施に関する事務を行わせる場合における前項第11号アの手数料 介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務を行う者</u></p> <p>(3) 介護保険法第69条の33第1項の規定により知事の指定する者に介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する事務を行わせる場合における前項第11号イ及び同項第11号の3の手数料 介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する事務を行う者</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) <u>漁船法第14条第1項の規定により知事の指定する者に漁船及び登録票の検認に関する事務を行わせる場合における前項第253号の手数料 漁船及び登録票の検認に関する事務を行う者</u></p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> | <p>(2) 介護保険法第69条の33第1項の規定により知事の指定する者に介護支援専門員実務研修の実施に関する事務を行わせる場合における前項第11号イの手数料 介護支援専門員実務研修の実施に関する事務を行う者</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> |
|--|---|

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第234号の改正は同月16日から、同項中第111号の8を第111号の9とし、第111号の7を第111号の8とし、第111号の6の次に1号を加える改正は同年10月1日から施行する。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第23号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|--|--|--|---|
| 別表（第2条関係） | | 別表（第2条関係） | |
| 事 務 | 市町村等 | 事 務 | 市町村等 |
| 1～24の3 略 | | 1～24の3 略 | |
| 24の4 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) 略 | 鳥取市、倉吉市、岩美郡岩美町、八頭郡の町並びに東伯郡三朝町、 <u>湯梨浜町</u> 及び <u>北栄町</u> | 24の4 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) 略 | 鳥取市、倉吉市、岩美郡岩美町、八頭郡の町並びに東伯郡三朝町及 <u>び湯梨浜町</u> |
| 24の5～48 略 | | 24の5～48 略 | |

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表24の4の項に掲げる許可等の処分その他の行為（以下「移譲事務」という。）については、なお従前の例による。

3 施行日前に知事又はその委任を受けた者が行った移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する町の行った移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者が行う移譲事務についても、同様とする。

鳥取県非営利公益活動促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第24号

鳥取県非営利公益活動促進条例の一部を改正する条例

鳥取県非営利公益活動促進条例（平成13年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>名実ともに地方分権が<u>進み</u>、各地方においては、それぞれ地域の個性に対応した地域づくりが競い合われている。しかし、住民の価値観の多様化が著しい今日、地域づくりを市町村や都道府県にのみ任せていては、理想の社会を実現できないことは明らかである。<u>個性豊かで活力に満ちた地域づくりのためには、住民自治の観点に立ち、地域の「自立」に向けて、地域の特性や実情に応じて、住民自らが自分たちの地域のことを決定し、自らが実践していく取組を進めることが必要になっている。</u>このような時代背景に対応するためには、住民、市町村及び都道府県が連携、協力し、互いの役割を自覚し合うパートナーシップの関係を確立していく必要がある。</p> <p>我が県では、<u>市町村合併により新たな市町村の枠組みが</u>つくれ、<u>今後は住民に一番身近なところで地域の</u>実情や住民ニーズに沿った<u>公共サービスの提供や、住民が自らの視点で課題を解決したり、地域づくりが行えるよう、分権の思想・考え方を行政から住民へと</u>広げていくことも<u>求められている</u>ところである。今後さらに、個性豊かで活力に満ちた鳥取県土の形成のために、県民による非営利公益活動を活発にしていかなければならない。特に、県民による非営利公益活動の中核を担うことが期待される非営利公益活動団体の支</p> | <p>名実ともに地方分権時代を<u>迎え</u>、各地方においては、それぞれ地域の個性に対応した地域づくりが競い合われている。しかし、住民の価値観の多様化が著しい今日、地域づくりを市町村や都道府県の活動にのみ任せていては、理想の社会を実現できないことは明らかである。<u>このため、住民自身が理想とする地域づくりのために、自ら考え、自ら行動することが必要</u>になっている。このような時代背景に対応するためには、住民、市町村及び都道府県が連携、協力し、互いの役割を自覚し合うパートナーシップの関係を確立していく必要がある。</p> <p>我が県では、<u>今日まで、全国に先駆けて「ジゲおこし」運動を展開し、県民の意識の高揚を図り、一定の</u>成果を上げてきたところである。今後さらに、個性豊かで活力に満ちた鳥取県土の形成のために、県民による非営利公益活動を活発にしていかなければならない。特に、県民による非営利公益活動の中核を担うことが期待される非営利公益活動団体の<u>育成・支援</u>が必要であるとの認識に立ち、この条例を制定する。</p> |

援が必要であるとの認識に立ち、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、ボランティア活動をはじめとする非営利公益活動の促進に関し、基本理念を定め、県民及び県の責務を明らかにするとともに、県民による非営利公益活動の促進に関する施策の基本となる事項を定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に資することを目的とする。

(県の責務)

第5条 略

2 県は、市町村が非営利公益活動を促進するための施策を策定し、実施するよう促すほか、必要な措置を講ずるものとする。

3 略

4 略

(業務の協働実施等)

第6条 県は、施策の策定及び実施に当たり非営利公益活動団体の知識経験を活用できると認めるときは、当該非営利公益活動団体と協働して業務を実施し、又は当該非営利公益活動団体に業務を委託するよう努めなければならない。

2 県は、非営利公益活動団体との協働について職員の意識を高めるため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供等)

第7条 略

(意見又は提案の聴取)

第8条 略

2 県民は、前項の規定による場合のほか、県の施策に対する意見又は提案（非営利公益活動団体と協働して業務を実施し、又は非営利公益活動団体に業務を委託することを求める提案を含む。）を知事（地

(目的)

第1条 この条例は、ボランティア活動をはじめとする非営利公益活動の促進に関し、基本理念を定め、県民、市町村及び県の責務を明らかにするとともに、県民による非営利公益活動の促進に関する施策の基本となる事項を定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に資することを目的とする。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、地域の実情に応じて、非営利公益活動を促進するための施策を策定し、実施しなければならない。

(県の責務)

第6条 略

2 略

3 略

(業務の共同実施又は委託)

第7条 県は、施策の策定及び実施に当たり特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）の知識経験を活用できると認めるときは、当該特定非営利活動法人と共同して業務を実施し、又は当該特定非営利活動法人に業務を委託するよう努めなければならない。

(情報の提供等)

第8条 略

(意見又は提案の聴取)

第9条 略

2 県民は、前項の規定による場合のほか、県の施策に対する意見又は提案（特定非営利活動法人と共同して業務を実施し、又は特定非営利活動法人に業務を委託することを求める提案を含む。）を知事に提

| | |
|--|---|
| <p><u>方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する企画部長。以下同じ。）に提出することができる。</u></p> <p>3 略</p> <p>（就業環境の整備） 第9条 略</p> <p>（規則への委任） 第10条 略</p> <p>附 則 （施行期日） 1 略</p> <p>（この条例の失効） 2 <u>この条例は、平成24年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。</u></p> | <p>出することができる。</p> <p>3 略</p> <p>（就業環境の整備） 第10条 略</p> <p>（規則への委任） 第11条 略</p> <p>附 則 （施行期日） 1 略</p> <p>（検討） 2 <u>知事は、この条例の施行後5年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。</u></p> |
|--|---|

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第25号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>（利用の許可）</p> <p>第3条 法令の特別の定めがある場合を除くほか、鳥取県立社会福祉施設を利用しようとする者は、知事（<u>地方自治法第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する福祉保健部長、同条例第2条の規定により設置される福祉保健部を構成する内部組織の長又は前条の規定により設置される鳥取県立社会福祉施設の長、次条に規定する指定管理者が鳥取県立社会福祉施設の管理を行う場合にあっては当該指定管理者。以下同じ。</u>）の許可を受けなければならない。</p> | <p>（利用の許可）</p> <p>第3条 法令の特別の定めがある場合を除くほか、鳥取県立社会福祉施設を利用しようとする者は、知事（次条に規定する指定管理者が鳥取県立社会福祉施設の管理を行う場合にあっては、<u>当該指定管理者。第13条から第15条までにおいて同じ。</u>）の許可を受けなければならない。</p> |
| <p>（知的障害者更生施設及び養護老人ホームにおける指定管理者の選定の特例）</p> <p>第6条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号。以下「指定管理者条例」という。）第6条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、鳥取県立鹿野かちみ園、鳥取県立鹿野第二かちみ園及び鳥取県立皆生尚寿苑の指定管理者の候補者を選定するものとする。</p> | <p>（知的障害者更生施設及び養護老人ホームにおける指定管理者の選定の特例）</p> <p>第6条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第6条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、鳥取県立鹿野かちみ園、鳥取県立鹿野第二かちみ園及び鳥取県立皆生尚寿苑の指定管理者の候補者を選定するものとする。</p> |
| <p>（知的障害児施設における使用料等の徴収）</p> <p>第7条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）<u>第5条第7項に規定する児童デイサービス（次条において「児童デイサービス」という。）及び同法第</u></p> | <p>（知的障害児施設における使用料等の徴収）</p> <p>第7条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）<u>第5条第8項に規定する短期入所（次条及び第9条において「短期入所」という。）に係る鳥取県立皆</u></p> |

| | |
|--|--|
| <p>5条第8項に規定する短期入所（次条及び第9条において「短期入所」という。）に係る鳥取県立皆成学園の利用については、同法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6の措置による利用については、この限りでない。</p> | <p>成学園の利用については、同法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6の措置による利用については、この限りでない。</p> |
| <p>2及び3 略</p> | <p>2及び3 略</p> |
| <p>（肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設における使用料及び手数料の徴収）</p> | <p>（肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設における使用料及び手数料の徴収）</p> |
| <p>第8条 <u>児童デイサービスに係る鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の利用並びに短期入所に係る鳥取県立総合療育センターの利用については、障害者自立支援法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、児童福祉法第21条の6又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の措置による利用については、この限りでない。</u></p> | <p>第8条 短期入所に係る鳥取県立総合療育センターの利用については、障害者自立支援法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、児童福祉法第21条の6又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の措置による利用については、この限りでない。</p> |
| <p>2及び3 略</p> | <p>2及び3 略</p> |
| <p>4 <u>鳥取県立総合療育センター及び鳥取県立鳥取療育園における健康保険法第63条第1項に規定する療養の給付の対象とならない予防接種並びに鳥取県立総合療育センターにおける同項に規定する療養の給付の対象とならない虫歯予防フッ素塗布については、同法第76条第2項の厚生労働大臣が定めるところにより行う算定方法に準じて算定した規則で定める額の使用料を徴収する。</u></p> | <p>4 鳥取県立総合療育センターにおける健康保険法第63条第1項に規定する療養の給付の対象とならない予防接種及び虫歯予防フッ素塗布については、同法第76条第2項の厚生労働大臣が定めるところにより行う算定方法に準じて算定した規則で定める額の使用料を徴収する。</p> |
| <p>5及び6 略</p> | <p>5及び6 略</p> |
| <p>（知的障害者更生施設における利用料金）</p> | <p>（知的障害者更生施設における利用料金）</p> |
| <p>第9条 略</p> | <p>第9条 略</p> |
| <p>2～4 略</p> | <p>2～4 略</p> |
| <p>5 第1項から第3項までの利用料金は、<u>指定管理者条例第8条に規定する協定</u>で定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。</p> | <p>5 第1項から第3項までの利用料金は、<u>別に定めるところにより</u>、指定管理者にその収入として収受させる。</p> |
| <p>（鳥取県立皆生尚寿苑における特定施設入居者生活介護等の利用に係る利用料金）</p> | <p>（鳥取県立皆生尚寿苑における特定施設入居者生活介護等の利用に係る利用料金）</p> |
| <p>第10条 略</p> | <p>第10条 略</p> |
| <p>2 略</p> | <p>2 略</p> |
| <p>3 前2項の利用料金は、<u>指定管理者条例第8条に規定する協定</u>で定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。</p> | <p>3 前2項の利用料金は、<u>別に定めるところにより</u>、指定管理者にその収入として収受させる。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(軽費老人ホームにおける使用料又は利用料金)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 鳥取県立福原荘の利用料金は、<u>指定管理者条例第8条に規定する協定</u>で定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。</p> <p>3及び4 略</p> <p>別表第3(第11条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> | <p>(軽費老人ホームにおける使用料又は利用料金)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 鳥取県立福原荘の利用料金は、<u>別に定めるところ</u>により、指定管理者にその収入として収受させる。</p> <p>3及び4 略</p> <p>別表第3(第10条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> |
|---|---|

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の鳥取県立皆成学園、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の利用に係る使用料の徴収については、改正後の鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例第7条及び第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県感染症診査協議会条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第26号

鳥取県感染症診査協議会条例の一部を改正する等の条例

(鳥取県感染症診査協議会条例の一部改正)

第1条 鳥取県感染症診査協議会条例(平成11年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動条項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項(以下この条において「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号) <u>第24条第6項</u>の規定に基づき、鳥取県感染症診査協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、委員3人以上 <u>8人</u>以内で組織する。</p> <p><u>2 協議会に、結核部会(以下「部会」という。)を置き、結核に関する事項を審議する。</u></p> <p><u>3 部会は、委員3人以上5人以内で組織する。</u></p> <p><u>4 部会に属すべき委員は、会長が指名する。</u></p> <p>(会長)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</u></p> <p>3 略</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 協議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</u></p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号) <u>第24条第5項</u>の規定に基づき、鳥取県感染症診査協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、委員3人以上 <u>5人</u>以内で組織する。</p> <p>(会長)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 会長は、<u>会務を総理する。</u></p> <p>3 略</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、<u>会議を開くことができない。</u></p> |

| | |
|--|--|
| <p>3 略</p> <p>4 <u>前3項の規定は、第3条第2項の規定により置かれる部会の議事について準用する。</u></p> <p>(部会)</p> <p><u>第7条 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。</u></p> <p>2 <u>部会長は、当該部会の事務を掌理する。</u></p> <p>3 <u>部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。</u></p> <p>4 <u>協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。</u></p> <p>(雑則)</p> <p><u>第8条 略</u></p> | <p>3 略</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第7条 略</u></p> |
|--|--|

(鳥取県結核診査協議会条例の廃止)

第2条 鳥取県結核診査協議会条例(昭和26年鳥取県条例第59号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。